

介五郎

介護保険版

操作マニュアル

Ver. 11.2.0.0

令和6年度6月改正対応版
(暫定版)



株式会社インフォ・テック

目次

1.はじめに	2
■改正対応時の特別注意	3
2.変更内容	5
2-1.（通所リハ）大規模型の施設区分の見直し	5
2-2. 担当者給与計算 施行年月日の追加	10

1.はじめに

－「改正対応時の特別注意」を必ずお読みください！－
制度改正への対応時はそのときだけ特別に発生する重要な注意事項があります！
重要事項を P3.「改正対応時の特別注意」にまとめていますので必ずお読みください！

今回リリースいたしました「介五郎（介護保険版） Ver11.2.0.0」は、令和6年6月度の改正内容への暫定対応版になります。暫定対応版では一部機能を制限させていただきます。6月中に再度バージョンアップを行い、機能制限を解除した対応確定版をリリースする予定です。

本マニュアルでは主に介五郎の変更内容および操作方法について説明しています。

[本マニュアルの概要]

2-1. （通所リハ） 大規模型の施設区分の見直し

令和6年6月より通所リハビリテーションの大規模型が2区分から1区分にまとめられます。その設定方法についてご説明します。

2-2. 担当者給与計算 施行年月日の追加

「給与計算の基本単価マスタ」等にて令和6年4月1日以降の施行年月日が表示されるように変更しました。

⚠️【重要】改正対応時の特別注意 ⚠️

法改正をまたぐときは、その時だけの特別な注意事項が生じます。ご使用いただく前に、必ず以下の諸注意をお読みください。

■ 今回の改正内容に関わる注意

① 今回の改正への対応スケジュールについて

今回のバージョンは6月の改正内容への予定暫定版という位置付けになります。そのため6月の医療系サービスの実績入力への対応は含まれておりません。

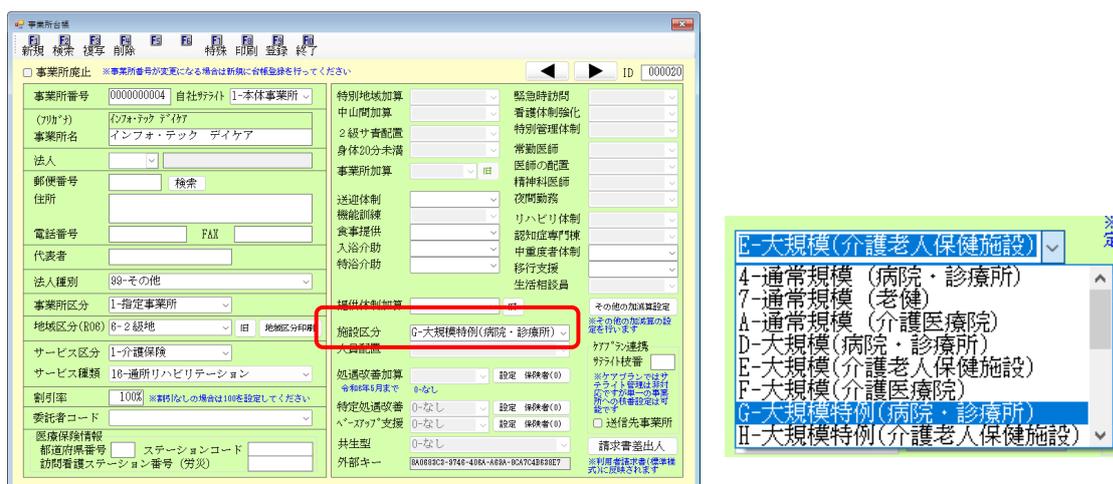
【介五郎のリリース予定】

5月 中旬	6月予定入力版提供 (Ver.11.2.0)	6月以降の改正医療系サービスの予定作成ができます
▼		
6月 中旬	6月実績入力版提供 (Ver.11.3.0)	6月改正への対応確定版 6月以降の改正医療系サービスの実績作成・請求ができます

② 大規模型の通所リハビリテーションにおいて、新しい施設区分の設定が必須です

改正で大規模型の通所リハビリテーションの施設区分が見直されます。このため事業所台帳にて大規模I・IIを算定している事業所の施設区分を令和6年度以降の区分に変更する必要があります。
 (詳しくはP.5「2-1.(通所リハ)大規模型の施設区分の見直し」をご覧ください)

(事業所台帳)



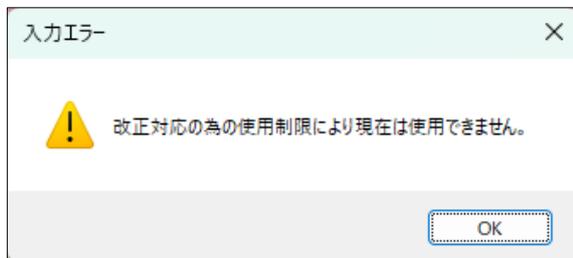
■ 改正対応時の通例の注意

① 機能の一部制限（居宅介護支援・通所リハ・訪問看護/リハ・居宅療養管理指導）

今回のバージョンは6月度改正に対応する暫定版という位置付けになります。このため 6月以降の利用票/提供票の入力可能範囲を予定作成とスケジュール管理まで（訪問介護/看護は給与計算まで可）に制限し、実績を作成できません。6月中にリリース予定の次回バージョン「6月実績入力版」にて、実績作成および請求処理ができるようになる予定です。

なお、この制限は4月度改正の医療系サービス（居宅介護支援・通所リハ・訪問看護/リハ・居宅療養管理指導）以外のサービスには適用されません。医療系サービス以外のサービスについては6月以降分でも実績まで作成可能になっています。

6月以降の実績作成の制限〔居宅介護支援・通所リハ・訪問看護/リハ・居宅療養管理指導〕



6月以降の実績を登録できないように制限しています
このため実績への取込もできません
6月実績入力版（Ver11.3.0.0）にて制限を解除します

② その他のサービスコードについても見直してください

その他、6月の予定作成後は単位数のチェックや加算の区分など必ず見直しを行ってください。

2.変更内容

今回のバージョンにおいて変更した点は下記の通りです。

- ・（通所リハ） 大規模型の施設区分の見直し
- ・担当者給与計算マスタの対応

2-1.（通所リハ） 大規模型の施設区分の見直し

■ 見直しの内容

令和6年6月から通所リハビリテーションの施設区分が「通常規模型」「大規模型Ⅰ」「大規模型Ⅱ」の3区分から「通常規模型」「大規模型」の2区分へ見直されることになりました。通常規模型は変更ありませんが、大規模型が2区分から1区分にまとめられた形です。

また、リハビリテーションマネジメントを実施する体制等が充実している事業所を評価する観点から、下記特例措置の要件を全て満たす事業所については通常規模型と同等の評価が行われます。

【大規模型の施設区分の変更】

令和6年5月まで		令和6年6月から
通常規模型	→	通常規模型
大規模型Ⅰ	→	大規模型
大規模型Ⅱ		大規模型特例
大規模型であっても通常規模型と同等の基本報酬を算定できる要件（特例措置）		
①リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%を超えていること。		
②利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること。		

■ 介五郎の変更点

本バージョンにて事業所台帳で新しい施設区分を設定できるようになります。施設区分を変更すると提供票入力時に表示される基本報酬のサービスコードが変わります。

事業所台帳	提供票入力
<p>施設区分により基本報酬のサービスコードが決まります</p>	

【事業所台帳の施設区分欄の肢（通所リハ）】（区分名の先頭に「*」が付く区分は廃止されます）

施設区分名	基本サービスコード名	改正による変更
4-通常規模（病院・診療所）	通所リハⅠ	変更無し
7-通常規模（老健）		
A-通常規模（介護医療院）		
D-大規模（病院・診療所）	通所リハⅡ	新区分（令和6年6月以降使用）
E-大規模（介護老人保健施設）		
F-大規模（介護医療院）		
G-大規模特例（病院・診療所）	通所リハⅢ（※）	
H-大規模特例（介護老人保健施設）		
J-大規模特例（介護医療院）		
5-*大規模Ⅰ（病院・診療所）	通所リハⅡ	旧区分（令和6年5月で廃止）
8-*大規模Ⅰ（老健）		
B-*大規模Ⅰ（介護医療院）		
6-*大規模Ⅱ（病院・診療所）	通所リハⅢ（※）	
9-*大規模Ⅱ（老健）		
C-*大規模Ⅱ（介護医療院）		

（※）「通所リハⅢ」は令和6年5月以前と6月以降で内容が変わります。

■ 6月改正前後の施設区分の取扱

新しい大規模型（「大規模型」または「大規模型特例」）を設定した場合、改正前の5月以前の提供票入力等では旧サービスコード「通所リハⅡ（旧大規模型Ⅰ）」・「通所リハⅢ（旧大規模型Ⅱ）」の両方が表示されます。どちらが正しいか機械的に判定することはできないので、自事業所が届け出ている正しい区分をご自身で選択してください。

改正後の6月以降は、「大規模型」のサービスコードが「通所リハⅡ」、「大規模型特例」の場合は「通所リハⅢ」になります。「通所リハⅢ」は改正前と改正後で内容が変わるのでご注意ください。

【令和6年5月以前と6月以降で表示される基本サービスコード】

新旧	施設区分	サービスコード（R06.05以前）	サービスコード（R06.06～）
変更無し	通常規模型	通所リハⅠ	通所リハⅠ
旧区分 （改正前）	大規模型Ⅰ	通所リハⅡ	—
	大規模型Ⅱ	通所リハⅢ	—
新区分 （改正後）	大規模型	通所リハⅡ or 通所リハⅢ（選択）	通所リハⅡ
	大規模型特例	—	通所リハⅢ

※「病院・診療所」「老健」「介護医療院」の区分は省略

<新しい施設区分「大規模型」「大規模型特例」の設定>



① メインメニューより**事業所台帳**をクリックして開きます。



② **F2 検索**より通所リハビリテーション事業所を呼び出してください。



③ 施設区分欄を新しい区分に変更してください。

(例) D-大規模(病院・診療所)を選択



④ **F9 登録**をクリックして登録します。



- ⑤ 提供票を入力するときに設定した施設区分に応じたサービス名が表示されるようになります。

以上で設定完了です。

注意！

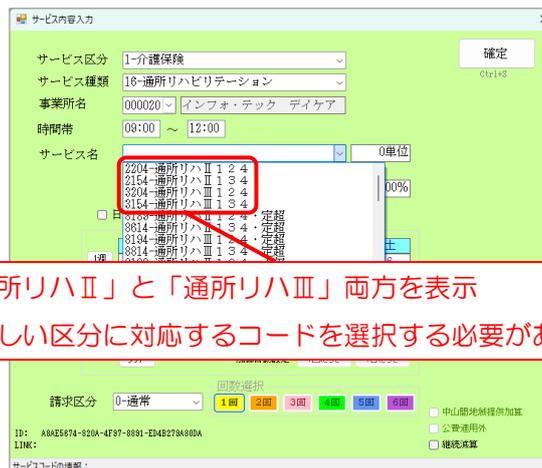
【新区分の設定は6月の予定を作成するときに行うことをおすすめします】

誤入力を防止するため、新区分「大規模型」「大規模型特例」を設定するのは、6月の予定を作成するときになってから行っていただくことをおすすめします。

4月・5月の提供票作成時点で新区分に設定していても入力はずつづけられますが、改正前の区分が不明になるため、サービス名欄に「通所リハⅡ」「通所リハⅢ」の両方が表示されます。ご自身で正しい区分を選択する必要があるうえ、選択を誤ると返戻につながります。

上述の理由から4月・5月の提供票作成時は施設区分を変更せず、6月の提供票を作成する段階で施設区分を新区分にすることを推奨いたします。

（新区分にした場合の4月・5月のサービス内容入力）



6月の利用票/提供票予定へ個別複写する時の注意

提供票予定入力で5月以前から6月以降に複写した場合、改正前のサービスコードのまま6月の予定に複写されます。このため複写後に手でサービス名を選びなおす必要があります。

必ず事業所台帳で6月以降の施設区分を設定してから以下の確認を行ってください。

(例) 5月まで「大規模型Ⅱ（サービス名「通所リハⅢ」）」を算定し
 6月から「大規模型（サービス名「通所リハⅡ」）」を算定する場合

(5月の予定)

開始時間	サービス名	01	02	03	04	05
終了時間	事業所名	水	木	金	土	日
09:00	通所リハⅢ124	1				
12:00	通所リハ事業所					



① 個別複写

(6月の予定)

開始時間	サービス名	01	02	03	04	05
終了時間	事業所名	土	日	月	火	水
09:00	通所リハⅢ124	1				
12:00	通所リハ事業所					

② 「通所リハⅢ」のまま複写される



③ 「通所リハⅡ」へ選びなおしが必要



開始時間	サービス名	01	02	03	04	05
終了時間	事業所名	土	日	月	火	水
09:00	通所リハⅡ124	1				
12:00	通所リハ事業所					

2-2. 担当者給与計算 施行年月日の追加

総合事業の基本サービスの名称変更に伴い、「給与計算の基本単価マスタ」等にて、令和6年4月1日以降の施行年月日を追加しました。これにより、「基本単価マスタ」の単価名称にて令和6年度の総合事業マスタに合わせた単価名称が表示されるようになりました。

（※管理方法で「サービスコード管理」を利用しており、保険者別を使用していない場合）

（例）基本単価マスタ画面

サ種	単価	単価名称	標準時間	計算方法	日中	夜朝	深夜
A2	A2011	訪問型独自サービス11	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2021	訪問型独自サービス12	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2031	訪問型独自サービス13	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2041	訪問型独自サービス21	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2051	訪問型独自サービス22	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2061	訪問型独自サービス23	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2111	訪問型独自短時間サービス	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2211	訪問型独自サービス/211	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2221	訪問型独自サービス/212	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2231	訪問型独自サービス/213	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2241	訪問型独自サービス/221	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2251	訪問型独自サービス/222	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2261	訪問型独自サービス/223	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2112	訪問型独自短時間サービス/2	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2311	訪問型独自サービス/311	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2321	訪問型独自サービス/312	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2331	訪問型独自サービス/313	0分	2-時給	0	0	0
A2	A2341	訪問型独自サービス/321	0分	2-時給	0	0	0

時間給につきましてはこれまでの施行年月日（令和4年10月1日以前）で設定されている内容が引き継がれます。



発行：株式会社インフォ・テック

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

<https://www.info-tec.ne.jp/>